

埼玉県立がんセンター医薬品取扱補助業務に係る労働者派遣業務仕様書

1 派遣元

派遣元は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、許可を取得している者であること。

2 就業場所

埼玉県立がんセンター薬剤部（埼玉県北足立郡伊奈町小室780番地）

3 派遣期間

令和3年11月1日から令和4年10月31日まで

4 就業日

週3日勤務とする。なお、就業日については、現場と調整する。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。

5 就業時間

午前9時30分から午後5時15分（休憩時間12時00分～13時00分）
※必要に応じて、労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令の規定に基づき時間外勤務、休日勤務を命じることがある。

6 配置先及び派遣人数

配置先：埼玉県立がんセンター薬剤部

派遣人数：1名

7 業務内容

派遣労働者に従事させる業務内容は、当センター薬剤部で行われている医薬品取扱業務の補助業務とする。

- (1) 院内システム等を利用した治験薬の授受・出納など管理・補助業務
- (2) パソコン等を利用した治験薬保管庫・保冷库等の在庫及び温度管理業務
- (3) センター内にあるコミュニケーション機能を利用した治験コーディネーター（CRC）や治験関連機関等との連絡調整業務
- (4) センター内にあるコミュニケーション機能を利用したスタートアップミーティングの調整業務
- (5) 治験に必要な情報登録等のパソコン機器操作業務
- (6) その他治験に係る業務（治験薬関係書類のファイリング業務など）

8 派遣労働者の条件

- (1) 薬剤部の指示や薬剤部等で定められた手順に従って、治験薬の管理補助業務が行えること。
- (2) 以下の基本的なパソコン操作ができること。
 - ・ワード：文書作成、書式の設定、編集、図表の作成・挿入
 - ・エクセル：データ入力、集計、編集、表作成
- (3) 治験関連機関毎に定める守秘義務などを含めた書類に署名・捺印できること。

9 派遣事業者における教育

派遣事業者は、労働者の派遣に際し、次の各号に掲げる教育を、派遣労働者に行わなければならない。

- (1) 事前に派遣労働者に対して、埼玉県立がんセンターの指揮命令に従い、勤務等の諸規則に違反しないよう周知するとともに、県内病院において勤務するために必要な基礎知識等を身に着けるための教育・指導を行うこと。
- (2) 教育が適正に遵守されていることを、定期的に確認し、必要に応じて再教育を行うこと。
- (3) 患者及びその家族と接する場合は、礼節をわきまえること。

10 守秘義務の遵守

派遣元及びその派遣労働者は、本契約業務の遂行において知り得た秘密及び個人情報を漏洩してはならない。本契約期間終了後も同様とする。

また、派遣元は、その派遣労働者（その職を退いた後も含む。）が本契約業務の遂行において知り得た秘密及び個人情報を漏洩しないよう、派遣労働者に対し周知及び遵守状況の監督その他必要な監督を行うこととする。

11 派遣労働者の交替

(1) 派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く本契約の目的を達し得ない場合、埼玉県立がんセンターは派遣元にその理由を示し、派遣労働者の交替を要請することができる。

(2) 派遣元は、派遣元または派遣労働者の都合により派遣労働者を交替する場合には、原則として交替する日の30日前までに埼玉県立がんセンターに連絡すること。

12 代替人員の確保

派遣労働者が、派遣労働者の休暇や欠勤などの理由により、勤務できない場合には、派遣元は代替の派遣労働者を派遣することとし、代替の派遣労働者の派遣にかかる費用は派遣元が負担する。代替の派遣労働者は、同等の業務が行えるように十分な教育、情報共有が行われること。

ただし、埼玉県立がんセンターが代替の派遣労働者の派遣を必要でないとした場合には、この限りではない。

13 引継

(1) 派遣元は、新たな派遣労働者（代替を含む。）を派遣する場合及び派遣労働者の派遣先での配置替えを行う場合、当該派遣労働者に対して、埼玉県立がんセンターが必要と認める期間、業務の引継を現任の派遣労働者に行わせるとともに、業務に支障のないよう必要な措置を講ずるものとする。この業務引継にかかる費用は、派遣元の負担とする。

(2) (1)の規定は、派遣元の変更に伴う場合であっても、同様に行うものとする。

甲、乙及び後任受託者が協議の上、本業務の引継を行う。この業務引継にかかる費用は、派遣元の負担とする。乙は誠意を持って引継に協力する。

14 その他本仕様書に定めのない事項に関しては、別途協議の上、決定する。